

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第63条、第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：